

25.9.17

建設通信新聞 (1)

建設マスター

若年向け15年度に新制度

女性労働者は別枠で推薦

国土交通省は、建設業への若年層や女性の就業意欲をより高めるため、優秀施工者国土交通大臣顕彰制度（建設マスター）を改善する。若年向けの新たな顕彰制度の創設や、女性労働者を現行枠とは別枠で推薦することを柱に据え、人材の確保・育成につなげる考え。2014年度から、各推薦団体の上限数とは別に女性労働者を推薦できるほか、産休や育児休業などで現場から離れている期間も従事期間に含めるようにする。若年向けの顕彰は15年度からの実施を目指し、推薦基準や人数、取り扱いなどを固めていく。建設マスターへのステップを設け、業界を担う人材の裾野を広げる。

国土交通省は、受賞者本人と推薦団体である業界団体や都道府県、各地方整備局に対して、受賞後の待遇面の変化や制度の意義や課題について、7・8月に調査。建設産業の人材確保・育成の一環としても、若年層や女性などのモチベーションを向上させる方策を探った。この中で、若年向けの新制度の提案もあったことから、制度創設の検討に乗り出す。

年齢の設定では、登録基幹技能者やそれに相当する資格の保有者が、建設マスターを受賞するまでのステップとして位置付けることを基本にする考え。登録基幹技能者の資格年齢と建設マスター受賞時の年齢を考慮し、30～40歳か30～35歳を対象とする方向で検討していく。また、新制度での受賞者が建設マスターの受賞要件とする案や、建設マスターに推薦する際の基準より要件を緩和する案について可能性を探る。

女性労働者については、20年以上の現場従事経験を満たさないケースが多い点が調査で浮き彫りになったことを受け、産休や育児休業、介護休業で現場から離れた期間も加えることで推薦しやすくする方針を示した。ただ、女性に限定して審査基準を緩和することには慎重な意見もあり、男

性も育児休業などを取得する場合もあることから、男女を問わず期間要件を見直すことにした。

また、女性労働者の推薦基準を緩和することには意見が分かれた。現行の基準を維持したままで女性労働者を別枠で推薦することには半数近い賛意が得られたことから、推薦団体の上限とは別に女性技能労働者については推薦できるように見直す。

このほか、上限数まで候補者を推薦してもらえないよう、過去の受賞者の基準に該当した事例をまとめるほか、申請手続きを簡素化するなどの環境整備も進める。

25.9.17

建通新聞(1)

国交省

優秀な若手技能者顕彰

15年度から新制度スタート

国土交通省は、優れた若年技能者に対する顕彰制度を2015年度に創設することを決めた。1992年度にスタートした「優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)」は原則40～60歳の技能労働者を対象としており、対象年齢を引き下げた新たな顕彰制度を立ち上げる。新たな顕彰制度は、登録基幹技能者の有資格者であることなどを条件として、若手技能者が建設マスターを受賞するまでのキャリアアップの目標となるよう制度を構築する。また、建設マスターの顕彰基準も見直し、各建設業団体からの女性技能者に対する推薦枠を14年度から別枠で設けることにする。

優れた技能・技術を持つ業務に直接従事している。関する無事故期間が3年つ建設技能者に対する建期間が20年以上▽年齢が以上一を対象としてい設マスターは▽建設現場40～60歳▽自己の責任にる。

制度開始から12年度までに7646人を顕彰しているが、11年度と12年度の被顕彰者の平均年齢は52・2歳。「相当の理由」がある場合に限って35～40歳の技能労働者も顕彰を受けられることになってはいるが、建設業団体の推薦可能人数に上

限があるため、現実的には若手技能者に機会が回ってくることは少ない。

国交省が推薦団体などを対象に実施したアンケート調査でも、若手技能者を対象とした顕彰制度の創設を求める声が多数を占めたことから、15年度に制度を創設することを決めた。

顕彰の対象は、登録基幹技能者や登録基幹技能者に相当する資格・実務経験を求めることを想定しているため、登録基幹技能者の資格取得年齢の最頻値である37歳に近い

「30～40歳」か「30～35歳」をターゲットとする方向で検討する。また、専門工事業団体が独自で行っている若年技能者向けの表彰制度への影響、技能労働者のキャリアアップの過程における新たな顕彰制度の位置付けなども踏まえ、制度の枠組みを構築する。

一方で、現行の建設マスターについても、14年度から女性技能者が顕彰されやすいよう制度を改善する。建設マスターに選ばれた女性技能者は制度開始から12年度までで8人にとどまっているこ

とから、顕彰の要件である現場従事期間(20年)に産前・産後休業、育児休業、介護休業などで現場から離れた期間を含めたり、各団体が別枠で女性技能者を推薦できるようにする。

また、建設マスターの審査基準にある技能者の実績などの証明が難しいとの推薦団体からの声に応え、過去の顕彰者の事例集をまとめ、各団体に提示する。申請手続き自体も簡素化し、各団体が推薦可能人数の上限まで推薦できる環境を整備する。

キャリアアップの目標に

建設
マスター

来年度から顕彰基準改正

女性技能者は別枠推薦可

15年度ジュニア顕彰創設も

国交省

国土交通省は、現場業務に取り組む技能者を顕彰する建設マスター（優秀施工者国土交通大臣表彰）の改善案を固めた。顕彰対象者を50歳以上の男性が占めている現状を受け、女性枠の設定や若年技能労働者を対象とした「ジュニアマスター」ともいべき新たな顕彰制度の創設を検討する方針だ。来年度推薦分からは、現在顕彰の条件としている「現場従事期間20年間以上」の見直しを図り、産休・産後休業や育児・介護休業による業務離脱期間を含める制度改正を行う。女性技能労働者を別枠で推薦出来る運用改正も図る。

建設マスター顕彰は92年度から開始。昨年度までに7646名が受賞している。顕彰の対象年齢は、建設現場に直接従事している年齢40歳以上から60歳以上とされている。35歳以上40歳未満の者や61歳以上の者も対象だが相当の理由があるケ

顕彰条件である「現場従事期間20年間以上」で産休・産後の休業や育児・介護休業による業務離脱期間が認められていないために、業界団体側が推薦基準をクリア出来ない事情もある。

薦可能人数を見直す運用改正も実施。女性技能労働者は推薦可能人数を超えて別枠で上限数なしで推薦出来るようにする。現

ースに限られている。女性の受賞者はこれまで8名（造園工4名、鉄筋工2名、機械建設運転工1名、塗装工1名）。業界各団体が推薦を見送ったケースはないが、建設現場に従事する女性の技能者の絶対数が少ないことが最大の要因だが、あわせて、各団体の推

若年新顕彰制度

登録基幹技能者ターゲット

若年技能労働者をターゲットとした「ジュニアマスター」ともいべき新たな顕彰制度は15年度創設をめざす。登録基幹技能者や同技能者に相当する資格・実務経験者を対象に、技能労働者のキャリアアップの里程標と位置付ける。人材確保・育成方策の一環として、顕彰のための客観的基準などの詳細検討を今後進めていく。

登録基幹技能者は現在31職種・3万9266名（今年8月時点）。建設現場を総括する職長として安全・品質管理の調整や指導を担う。実務経験10年以上、職長経験3年以上であることが資格要件となっている。資格取得時の年齢は、37歳が最も多く、今年度所得者では35歳が最多となっている。

建設マスターが顕彰ターゲットとする40～60歳の技能者労働者は約135万人。30～35歳は約40万人、30～40歳は約80万人となっている。

国土交通省は、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の基準を見直す。過去にわずかしかなかった女性の顕彰対象者を増やすのが狙い。「現場に直接従事する期間20年以上」としている顕彰基準に、出産・育児、介護休業で現場を離れていた期間を男女問わず組み入れるほか、各団体に割り当てられた推薦枠とは別枠で女性を推薦できるよう運用方法も改正する。12月に各団体の推薦が始まる14年度の顕彰分から導入する。

増やせ

女性建設マスター

国交省は、15年度の顕彰ならず、造園工4人、鉄筋工2人、建設機械運転工労働者を対象とした新たな顕彰制度の創設も検討する方針だ。

制度が創設された1992年度から12年度までに建設マスターとして顕彰された技能者は合計7646人いる。ただ、女性にアンケートを実施。業性はそのうち8人しかお

国交省 顕彰制度見直し

4割が指導者として活躍

国土交通省は、建設マスターの過去の顕彰対象者に初のフォローアップ調査を実施した。98年度から12年度までの6124人に調査票配布。3407人から有効回答を得て集計した。それによると、回答者の大半は現在も建設業に従事し、その半分近くが「技能・技術の指導者」として活躍。建設マスターに期待される「後進の育成」という役割を果たしていることが分かった。建設マスターは、建設現場

フォローアップ調査

の第一線で「ものづくり」に直接従事している技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成にも貢献している人を顕彰する。92年度にできた。調査は、人材確保・育成方策の検討に役立てる目的で行った。

集計結果によると、現在も建設業に従事している人が約7割。そのうち約4割が指導者として活躍している。また、約1割は職人と指導者を兼務していることも分かった。建設マスターになったこと

「名誉はあっても、収入面には何も反映されない」と感想を寄せた人もいた。「業界内での認知度が少ない」として制度のPR不足を指摘する意見もあった。「せっかくの制度なのでもっと価値あるようにした方がよい」といった声に加え、「総合評価方式などの入札で建設マスターを現場に従事させる場合は加点してほしい」などと建設マスターの具体的な活用策に期待する声も上がった。

過去に建設マスターを受賞した人の現在の立場
(複数回答)



「励み、自信に」「収入には変化なし」

を踏まえた改善策も講じ、の手續きが煩雑だと意図するものがあるため、書類も簡素化する方向だ。

審査基準が厳し過ぎる。15年度の創設を目指す。若年技能労働者を対象とする新たな顕彰制度は、建設マスターの対象となる40〜60歳より前のキャリアアップステージを強化するのが目的。登録基準技能者やそれに相当する資格・実務経験を持つ人を対象に「30〜40歳」「30〜35歳」といった年齢層を対象に制度の具体化を今後検討する。

現場従事「20年」に育休算入／別枠推薦も

アライングも行って見直し。年数に含める措置を男女そのままだと、上限数は、推薦団体の参考になるような該当事例集を作成。14年度分の推薦を依頼する時に参考資料として提示できるようにする。国交省は、新しい建設マスターの制度を、建設